

平成28年度

浜松市の市税のすがた

～ 市税の状況と収入率向上の取組 ～

浜 松 市

目 次

浜松市の税のあらまし 1

1 はじめに	1
2 浜松市の税	2
3 平成 27 年度市税の決算状況と分析	3
(1) 収入額の状況	3
(2) 収入率の状況	6
(3) 滞納繰越額の状況	8
(4) 不納欠損処理の状況	10
4 平成 28 年度市税予算の概要	11

収入率向上・滞納額削減対策 12

1 収入率向上のねらい	12
2 平成 27 年度の実績	13
3 平成 27 年度の取組	14
(1) 収入率向上対策	14
(2) 特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理	15
(3) 口座振替の推進	15
(4) 民間委託による初期滞納への対応	16
(5) 外国人の収入率の向上	16
(6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働	17
(7) 電子申告（eLTAX）の利用促進	17
4 市税滞納削減アクションプランの経緯と現状	18
(1) 市税滞納削減アクションプランの経緯と現状（第 1 次～第 3 次）	18
(2) 第 4 次市税滞納削減アクションプラン	22

国と地方の取組 23

1 国と地方の税体系	23
2 地方の取組	24
(1) 静岡県の取組	24
(2) 寄附金制度	25

浜松市の税の分析 26

1 統計からみた税の分析	26
(1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴	26
(2) 経年変化からみた平成 27 年度決算の特徴	28
(3) 経年変化からみた収入額、収入率実績	31
2 市民一人当たりの分析	32
(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係	32
(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係	33

I 浜松市の税のあらまし

1 はじめに

地方自治体を支える財源には様々な種類があり、税はその根幹をなすものである。本市においては、市民税（個人・法人）をはじめ9種類の税を課税しており、平成27年度市税収入1,292億円は、一般会計歳入総額2,992億円の43%を占めている。

税の適正な賦課はもとより、収入率向上・滞納額削減は、市財政の運営基盤であるとともに、税等の負担の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。滞納を見逃すことは、多くの善良な市民に対する負担の公平性を揺るがし、市民のモラルハザードに繋がる事が危惧される。

本市では、平成19年度に策定した「市税滞納削減アクションプラン（第1次）」、にはじまり、平成22年度の第2次アクションプラン、平成25年度の第3次アクションプランと、常に新たな目標を掲げ収入率向上・滞納額削減に取り組んできた。

平成27年度は、第3次アクションプランの最終年度として、個人市民税における特別徴収事業所指定の徹底や、滞納処分の早期着手など、これまでの取組の充実強化を行った結果、現年課税分収入率については、3年連続で過去最高を更新する99.16%となった。

平成27年度末の市税累積滞納額についても、対前年度比6億円減少し、37億円となるなど、着実に取組の成果が現れている。

この「市税のすがた」は、市税の状況を総合的に開示するとともに、収入率向上、滞納額削減の取組を示すことで、市税の現状について理解していただく際の案内役となるものと考えている。

2 浜松市の税

市 民 税

個人市民税

市内に住所のある人などに課される税で、税金を負担する能力のある人が一定額を負担する「均等割」と、所得の額に応じて負担する「所得割」からなる。

納税者の便宜を図るため、申告・納税等は個人県民税とあわせて行われる。

法人市民税

市内に事務所や事業所がある法人に課される税で、資本金等の額や市内従業者数に応じて負担する「均等割」と、所得の額により決定される法人税額（国税）に応じて負担する「法人税割」からなる。

固定資産税

市内の固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者に対して課される税

軽自動車税

原動機付自転車、オートバイ、軽自動車等の所有者に課される税

市たばこ税

たばこの製造業者や輸入業者などが、市内の小売店にたばこを売り渡すときに課される税

事業所税

市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対して課される税で、都市環境の整備や改善に要する費用に充てられるための目的税

都市計画税

市街化区域内の土地・家屋の所有者に対して課される税

下水道、公園緑地、道路などの都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられるための目的税

入 湯 税

鉱泉浴場（温泉利用施設）における入湯に対して課される税

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てられるための目的税

鉱 産 税

鉱物の採掘事業を行う鉱業者に課される税

特別土地保有税

5,000 m²以上の土地の所有者又は土地の取得者に課される税

※平成 15 年度以降、新たな課税は停止

3 平成 27 年度市税の決算状況と分析

(1) 収入額の状況

(単位：百万円、%)

		H26 決算額	H27 最終予算	H27 決算額	④=③-① 決算 増減額	/ 決算 増減率	- 予算 増減額
市民税	個人	46,108	45,585	46,935	827	1.79	1,350
	法人	13,881	11,732	11,680	2,201	15.86	52
固定資産税		52,046	51,736	51,467	579	1.11	269
軽自動車税		1,615	1,644	1,656	41	2.54	12
市たばこ税		5,185	5,073	5,062	123	2.37	11
事業所税		5,039	4,926	4,976	63	1.25	50
都市計画税		7,310	7,183	7,243	67	0.92	60
その他の税		133	121	131	2	1.50	10
計		131,317	128,000	129,150	2,167	1.65	1,150

(現年課税分、滞納繰越分を含む)

《収入額の現状》

市税収入額 1,292 億円 (H26:1,313 億円、22 億円の減)

個人市民税：469 億円

雇用環境の改善及び給与所得の増加により 8.27 億円の増となった。

法人市民税：117 億円

業態別では製造業の 19.08 億円減や、小売業の 1.92 億円減などにより、全体で 22.01 億円の減となった。

また、税法改正による法人税割額の税率引下げ (12.3%→9.7%) の影響額は、マイナス 11.55 億円となっている。

固定資産税：515 億円

地価下落を反映した評価替えにより土地が 1.71 億円の減、評価替えによる既存分の減により家屋が 4.88 億円の減、企業の設備投資増加により償却資産が 1.80 億円増となり、全体としては 5.79 億円の減となった。

軽自動車税：17 億円

軽四輪乗用自動車の登録台数の増加により、0.41 億円の増となった。

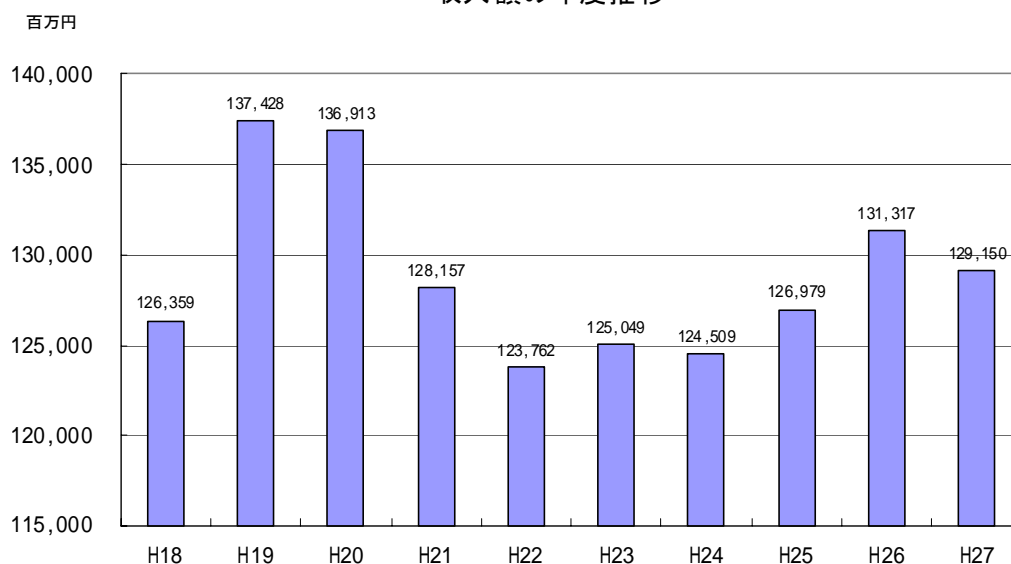
市たばこ税：51 億円

健康志向の高まりによる売り上げ本数の減により 1.23 億円の減となった。

都市計画税：72 億円

地価下落を反映した評価替えにより土地が 0.06 億円の減、評価替えによる既存分の減により家屋が 0.48 億円の減となり、全体としては 0.67 億円の減となった。

収入額の年度推移



《収入額の指定都市比較》

(◇=類似都市)

市名	市税収入額 (百万円)	順位	市民一人当たり (円)	順位
横浜市	718,963	1	192,939	4
大阪市	660,088	2	244,742	1
名古屋市	505,614	3	220,280	2
川崎市	300,740	4	203,028	3
札幌市	285,914	5	146,335	19
福岡市	284,138	6	184,037	5
神戸市	271,892	7	177,124	9
京都市	252,960	8	171,879	12
さいたま市	225,902	9 (1)	177,965	8 (2)
広島市	205,859	10	172,302	11
仙台市	186,442	11	172,652	10
千葉市	175,535	12	180,352	7
北九州市	156,578	13	163,688	13
堺市	132,632	14 (2)	158,197	15 (4)
浜松市	129,150	15 (3)	162,028	14 (3)
静岡市	127,078	16 (4)	180,845	6 (1)
新潟市	120,133	17 (5)	148,895	18 (7)
岡山市	112,654	18 (6)	156,615	16 (5)
相模原市	112,013	19 (7)	155,313	17 (6)
熊本市	98,990	20 (8)	133,772	20 (8)
指定都市平均	253,164		175,149	
類似都市平均	132,319		159,204	

※ 各市の金額は速報値で決算認定前の数値

※ () の順位は類似都市内の順位

類似都市(◇)とは、市町村合併支援プランにより平成13年以降に合併を行い、政令指定都市に移行した自治体をいう。

さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市が該当する。

(指定都市比較)

市税収入額 15位 (H26:15位)、一人当たり市税収入額 14位 (H26:13位)

(類似都市比較)

市税収入額 3位 (H26:3位)、一人当たり市税収入額 3位 (H26:3位)

- ・本市の市税収入額1,292億円は、前年度と同様指定都市20市中15位で、指定都市の平均収入額2,532億円の約半分となっている。
- ・市民一人当たりの市税162,028円は、指定都市中14位(H26:13位)で、指定都市の平均を13,121円下回っている。

(2) 収入率の状況

【平成 27 年度収入率】

(単位:百万円、%)

		H27 調定額	H27 収入額	/ H27 収入率	H26 収入率	②/①-③ 増減(ポイント)
市民税	個人	46,867	46,195	98.57	98.57	0.00
	法人	11,685	11,652	99.72	99.76	0.04
固定資産税		51,364	51,057	99.40	99.31	0.09
軽自動車税		1,658	1,634	98.51	98.32	0.19
市たばこ税		5,062	5,062	100.00	100.00	0.00
事業所税		4,971	4,970	99.98	99.87	0.11
都市計画税		7,228	7,185	99.40	99.31	0.09
その他の税		131	130	99.46	99.38	0.08
現年課税分計		128,966	127,885	99.16	99.13	0.03
滞納繰越分		4,329	1,265	29.21	29.56	0.35
合 計		133,295	129,150	96.89	96.46	0.43

※ 収入率は千円単位で計算

《収入率の現状》

現年課税分収入率 99.16% (H26:99.13%、0.03 ポイント増)

市税全体収入率 : 96.89%

収入率向上対策の推進などにより、固定資産税をはじめとする多くの税目で現年課税分収入率が上昇した結果、現年課税分・滞納繰越分を合わせた全体の収入率は、前年度より 0.43 ポイント増の 96.89%となった。

現年課税分収入率 : 99.16%

滞納整理の早期着手の強化のほか、構成比率の高い固定資産税及び個人市民税特別徴収分の収入率が上昇した結果、前年度より 0.03 ポイント増の 99.16%となった。

滞納繰越分収入率 : 29.21%

滞納繰越額の圧縮に伴い、処分可能な財産がなく、滞納処分による解決が望めない滞納案件の割合が高くなり、徴収、滞納整理の困難性が増す中で、第 3 次アクションプランの取組を継続し、目標値の 28.50% (P13 参照) を上回る 29.21%を確保した。

《収入率の指定都市比較》

(◇=類似都市)

市名	全体分 (%)	順位	現年課税分 (%)	順位	滞納繰越分 (%)	順位
名古屋市	99.27	1	99.68	1	44.37	2
横浜市	98.87	2	99.47	2	45.51	1
京都市	98.27	3	99.43	3	36.64	5
川崎市	98.08	4	99.27	5	39.44	3
福岡市	97.94	5	99.24	7	36.08	7
北九州市	97.80	6	99.26	6	35.18	8
札幌市	97.72	7	99.20	9	37.71	4
神戸市	97.61	8	99.19	11	33.89	10
大阪市	97.57	9	99.34	4	25.41	18
仙台市	97.48	10	99.11	15	36.55	6
◇ 静岡市	97.44	11 (1)	99.22	8 (1)	34.46	9 (1)
◇ 浜松市	96.89	12 (2)	99.16	12 (3)	29.21	16 (5)
◇ 新潟市	96.69	13 (3)	99.20	10 (2)	27.00	17 (6)
◇ 堺市	96.68	14 (4)	99.11	16 (5)	33.03	12 (3)
◇ さいたま市	96.67	15 (5)	99.13	13 (4)	33.48	11 (2)
千葉市	96.42	16	99.11	14	32.11	13
広島市	96.20	17	98.08	20	30.00	15
◇ 相模原市	95.97	18 (6)	98.81	19 (8)	30.78	14 (4)
◇ 岡山市	95.51	19 (7)	98.93	17 (6)	23.58	20 (8)
◇ 熊本市	95.42	20 (8)	98.81	18 (7)	24.15	19 (7)
指定都市平均	97.23		99.13		33.43	
類似都市平均	96.41		99.05		29.46	

※ 各市の収入率は速報値で決算認定前の数値（同率の場合は小数点第三位で順位付）

※ () 内の順位は類似都市内の順位

(指定都市比較)

全体収入率 12位 (H26:13位)現年課税分収入率 12位 (H26:11位)、滞納繰越分収入率 16位 (H26:11位)

(類似都市比較)

全体収入率 2位 (H26:2位)現年課税分収入率 3位 (H26:3位)、滞納繰越分収入率 5位 (H26:2位)

- ・収入率は、名古屋市、横浜市、京都市など旧5大市が高く、類似都市が低い傾向にある。
- ・全体分収入率については、指定都市平均を下回ったものの、前年度から順位を1位上げた。
- ・現年課税分収入率は指定都市平均を上回ったものの、前年度から順位を1位下げた。
- ・滞納繰越分収入率は指定都市平均を下回り、前年度から順位を5位下げた。
- ・類似都市比較では、全体分、現年課税分収入率で平均を上回っているものの、滞納繰越分収入率で平均を下回った。

(3) 滞納繰越額の状況

(単位:百万円、%)

	H26	H27	H27-H26
① 前年度末の滞納繰越額	5,263	4,348	915
② ①のうち、収入額	1,545	1,265	280
③ 不納欠損額	473	435	38
④ 調整額(調定減)	△34	16	18
⑤ 新規滞納額	1,137	1,077	60
⑥ 年度末滞納繰越額 ①-②-③+④+⑤	4,348	3,709	639
⑦ 滞納繰越額の増減 ⑥-①	△915	639	276
⑧ 滞納繰越分収入率	29.56	29.21	0.35

調定額に対する滞納繰越額の割合

(単位:百万円、%)

区 分	H26		H27	
	税額	割合	税額	割合
調定額(現年課税分+滞納繰越額)	136,132	—	133,295	—
うち滞納繰越分調定額	5,228	3.84	4,329	3.25
年度末滞納繰越額	4,348	3.19	3,709	2.78

滞納繰越額税目別内訳及び人数

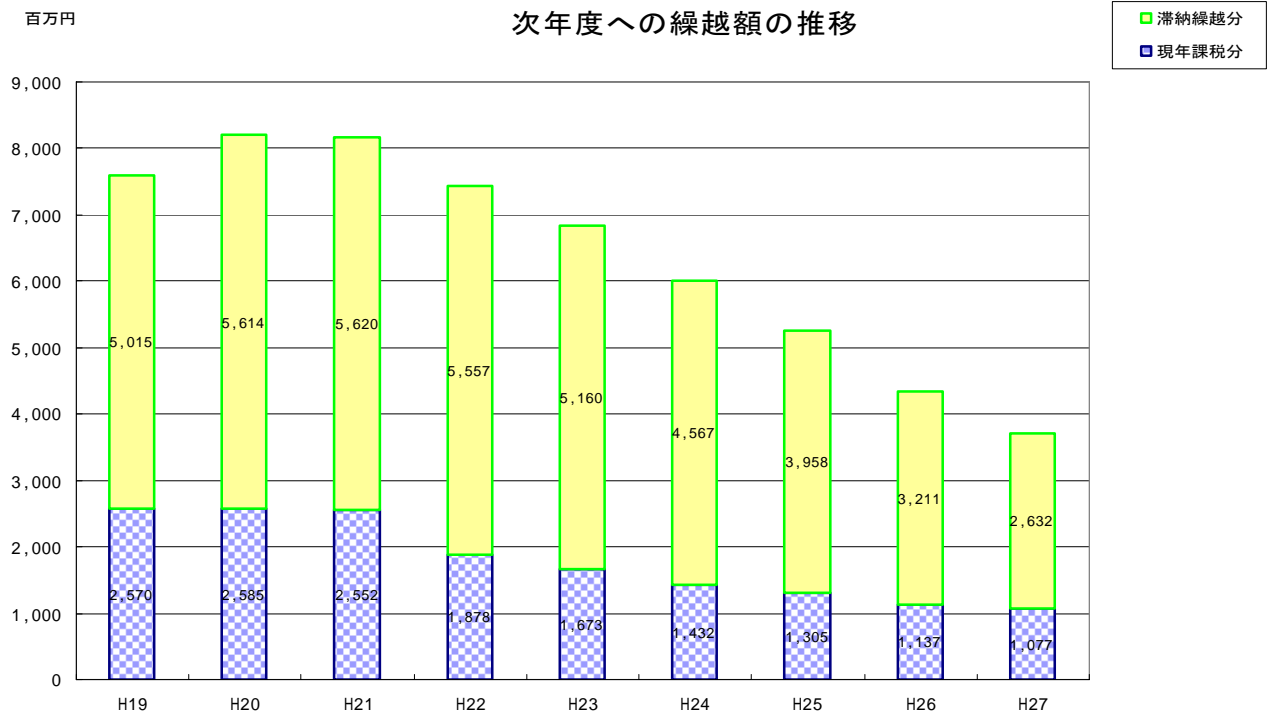
(単位:百万円、人)

滞納繰越額	税 目		H26	H27	H27-H26
	市民税	個人		2,635	2,305
	法人		115	103	12
	固定資産税		1,299	1,060	239
	軽自動車税		100	90	10
	事業所税		15	1	14
	都市計画税		183	149	34
	その他の税		1	1	0
	合 計		4,348	3,709	639
	実人数		34,227	31,011	3,216

《滞納繰越額の現状》

平成 27 年度末滞納繰越額 37 億円 (H26:43 億円、6 億円の減)

- ・滞納整理の早期着手により、新規滞納額は前年度に比べ 0.60 億円減の 10.77 億円となった。
- ・税目別では個人市民税と固定資産税で、全体の 91%を占めている。
- ・滞納繰越の人数は、前年度に比べ 3,216 人減の 31,011 人となった。



《滞納繰越額の指定都市比較》

市名	年度末滞納繰越額 (百万円)	調定額に 対する割合 (%)
名古屋市	3,038	0.60
横浜市	6,866	0.94
川崎市	4,609	1.50
京都市	4,034	1.57
福岡市	5,114	1.76
北九州市	3,184	1.99
札幌市	5,893	2.01
大阪市	14,031	2.07
神戸市	5,936	2.13
静岡市	2,796	2.14
仙台市	4,211	2.20
堺市	3,438	2.51
浜松市	3,709	2.78
さいたま市	7,112	3.04
新潟市	3,943	3.17
千葉市	6,115	3.38
広島市	7,764	3.63
相模原市	4,255	3.65
熊本市	4,113	3.96
岡山市	4,836	4.10
指定都市平均	5,250	2.46

年度末滞納繰越額の市税調定額に対する割合は指定都市平均より高い

- ・ 現年課税分と滞納繰越分を合わせた市税全体の調定額に対する年度末滞納繰越額の割合 2.78% (H26:3.19%) は指定都市平均 2.46% と比べて 0.32 ポイント高い。
- ・ ほとんどの都市において、滞納繰越額、調定額に対する割合ともに前年度より減少しており、徴収対策に重点を置いていることがうかがえる。

※各市の金額は速報値で決算認定前の数値

(4) 不納欠損処理の状況

(単位：件、百万円)

区 分	H26		H27		H27-H26	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
消滅時効	16,469	194	11,996	126	4,473	68
執行停止中時効完成	3,243	56	2,150	31	1,093	25
滞納処分の執行停止						
執行停止3年継続	1,939	48	1,921	37	18	11
即時欠損処理	6,801	180	7,376	250	575	70
計	28,452	478	23,443	444	5,009	34

不納欠損処理……歳入徴収額を調定したものの、何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込が立たないため、地方公共団体において、その歳入を消滅させること。

- ・ **消滅時効**……徴収権を5年間行使しないことによって、時効により消滅したもの。

(執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。)

地方税法第18条

- ・ **執行停止3年継続**……滞納処分の執行停止をした場合において、その停止が3年間継続したことにより消滅したもの。

地方税法第15条の7第4項

- ・ **即時欠損処理**……滞納処分の執行停止をした場合において、直ちに消滅させたもの。

地方税法第15条の7第5項

《不納欠損処理の現状》

平成27年度の不納欠損 4.4億円 (H26:4.8億円、0.4億円の減)

- ・ 滞納繰越額の圧縮に伴い、不納欠損額は年々減少している。
- ・ 早期の滞納整理の推進により、消滅時効による不納欠損額の割合は年々減少 (H26:52%、H27:35%) し、執行停止による不納欠損額の割合が増加 (H26:48%、H27:65%) している。
- ・ 現年課税分と滞納繰越分を合わせた市税全体の調定額に対する不納欠損額の割合は、前年度と比べ0.02ポイント減少し、0.33%となった。

4 平成 28 年度市税予算の概要

(単位：百万円、%)

税 目		H27 最終予算	H28 当初予算	= - 比較増減	/ 伸び率	H28 構成比
市民税	個人	45,585	46,984	1,399	3.07	36.56
	法人	11,732	10,295	1,437	12.25	8.01
固定資産税		51,736	52,132	396	0.77	40.57
軽自動車税		1,644	1,797	153	9.31	1.40
市たばこ税		5,073	4,988	85	1.68	3.88
事業所税		4,926	4,918	8	0.16	3.83
都市計画税		7,183	7,257	74	1.03	5.65
その他の税		121	129	8	6.61	0.10
計		128,000	128,500	500	0.39	100.00

(現年度課税分＋滞納繰越分)

H28 市税予算総額 1,285 億円 (H27 最終:1,280 億円、5 億円の増)

- ・個人市民税は、給与所得者の増を見込んで 13.99 億円の増
- ・法人市民税は、税法改正による法人税割及び税額算定の基礎となる法人税（国税）の税率引下げの影響により 14.37 億円の減
- ・固定資産税は、家屋の新增築等の増などを見込んで 3.96 億円の増
- ・固定資産税及び個人市民税で市税全体の約 77%を占めている。

Ⅱ 収入率向上・滞納額削減対策

1 収入率向上のねらい

市税の収入率向上・滞納額削減は、市財政の運営はもとより税等の負担の公平性確保にとって極めて重要な要素である。浜松市では平成 25 年度に「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、一層の収入率向上・滞納額削減に取り組んでいる。

第 3 次アクションプランの取組による財政的効果の検証

(「第 4 次市税滞納削減アクションプラン」から)

現年課税分収入率向上による財政的効果 (単位：億円)

区 分	H25	H26	H27
市税収入額 (A)	1,254.5	1,297.7	1,278.9
収入見込額 (B)	1,253.0	1,294.0	1,274.8
効果額 (A) - (B)	1.5	3.7	4.1
効果額計	9.3 億円		

※ 市税収入額(A)：市税収入（実績）額

収入見込額(B)：アクションプラン計画前（平成 24 年度末）の収入率が維持された場合の見込額



3 年間で **約 9.3 億円の増**

累積滞納額削減による財政的効果 (単位：億円)

区 分	H25	H26	H27
累積滞納額	52.6	43.5	37.1
効果額	7.4	9.1	6.4
効果額計	22.9 億円		

※ 効果額＝前年度末累積滞納額からの削減額



3 年間で **約 22.9 億円の滞納削減**



継続した取組を実施していくことが重要

2 平成 27 年度の実績

①平成 27 年度の目標達成状況

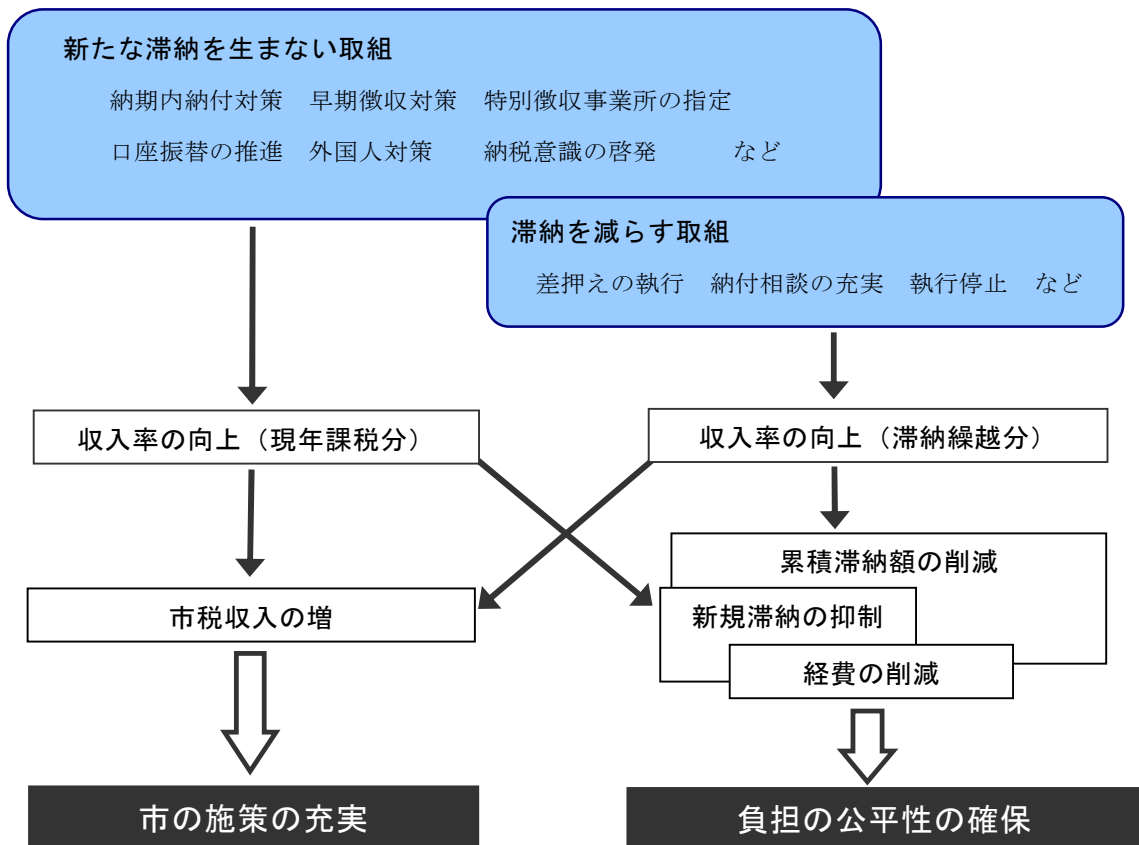
現年課税分収入率：過去最高となる 99.16% を達成

平成 27 年度は、「第 3 次市税滞納削減アクションプラン」の最終年度として、これまでの取組をより充実強化した結果、現年課税分収入率が 99.16% となるなど、目標値を大きく上回る形で達成した。

項目	H26		H27	
	目標	実績	目標	実績
現年課税分収入率	99.00%	99.13%	99.05%	99.16%
特別徴収率 1	83.50%	84.70%	84.00%	84.92%
口座振替利用率	55.00%	55.13%	55.10%	55.29%
外国人収入率の向上 2	66.00%	69.33%	67.50%	67.80%
滞納繰越分収入率	27.00%	29.56%	28.50%	29.21%
差押件数	4,900 件	7,662 件	5,000 件	5,774 件
累積滞納額	53 億円未満	43.5 億円	50 億円未満	37.1 億円

※1 特別徴収率：給与所得者のうち特別徴収による納税者の割合

※2 対象税目：個人市民税（特別徴収分を除く）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税



3 平成 27 年度の取組

(1) 収入率向上対策

これまでの取組を継続強化し、平成 27 年度においても早期着手による現年課税分収入率の向上、法的処理中心の滞納整理による滞納繰越額の削減を図った。

① 現年課税分収入率向上の取組

現年課税分徴収対策の進捗管理と早期着手

- ・ 徴収業務の年間・月間スケジュールに基づく担当者別の目標額の明確化と、達成率の進捗管理の徹底
- ・ 1 期でも滞納している者に対する早期滞納処分の実施による新規滞納繰越の発生抑制

その他の取組

- ・ 特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理 … (詳細 15 頁)
- ・ 口座振替の推進 … (詳細 15 頁)
- ・ 民間委託による初期滞納への対応 … (詳細 16 頁)
- ・ 外国人の収入率の向上 … (詳細 16 頁)

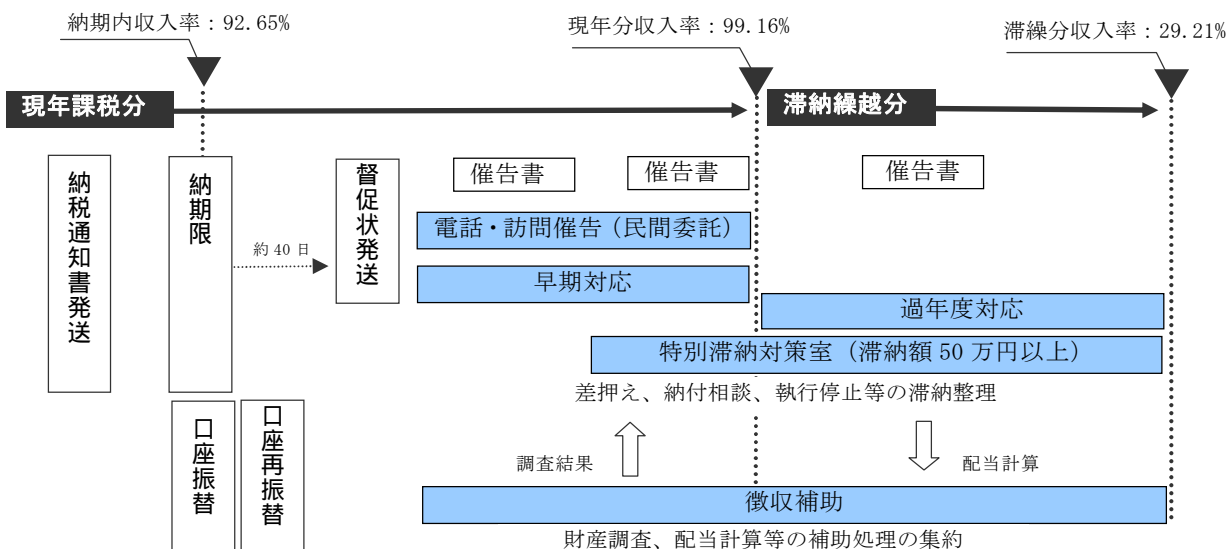
② 滞納繰越分収入率向上の取組

差押えを中心とした滞納整理の徹底

- ・ 来庁要請、法的処分に基づく滞納整理の更なる徹底
- ・ 財産調査、配当計算書作成事務の一層の合理化による、差押え中心の滞納整理の徹底

累積滞納額の削減

- ・ 目的別にグループ化した担当ごとの目標や個人目標の明確化、月例での管理者による進捗管理、効果的な滞納整理の推進
- ・ 搜索、公売の実施による回収困難債権の処理の推進
- ・ 長期滞納案件について、徹底した調査に基づき、早期に債権処理の方針を決定



(2) 特別徴収事業所の指定の徹底と適正な管理

個人市民税における特別徴収（給与からの引き去り）は、普通徴収に比べ収入率が 5.80 ポイント高く、収入率向上のためにも特別徴収事業所の指定を徹底していく必要がある。

① 特別徴収と普通徴収の収入率の比較 (単位：%)

徴収方法	普通徴収	特別徴収	差異
収入率	94.00	99.80	5.80

② 平成 27 年度の実績 (単位：%)

区分	H26	H27	増減
特別徴収率	84.70	84.92	0.22
特別徴収分収入率	99.76	99.80	0.04
個人市民税収入率	98.57	98.57	0.00

- ・ 受給者総人員 3 人以上の事業所を対象に指定の徹底（特別徴収事業所数 H27：21,245 社）
平成 20 年度の在職者 100 人以上の事業所を対象とした指定拡大から順次範囲を拡大（H20:15,829 社）
- ・ 平成 27 年度の指定予定事業所を対象とした説明会の実施
- ・ 浜松市への入札参加資格及び補助金の申請時における、特別徴収の義務付け条件の強化
- ・ 民間委託事業者による、新規指定事業所への通知書の到達確認と事務内容説明の実施

(3) 口座振替の推進

口座振替による納期内収入率は 97.38% と非常に高く、収入率向上に大きく貢献している。
本市においては、これまでの口座振替推進対策により、指定都市の中で上位の口座振替利用率を維持している。

平成 27 年度の実績 (単位：%)

税目	区分	H26	H27	増減 (ポイント)
個人市民税 (普通徴収)	利用率	43.98	43.87	0.11
	納期内収入率	95.62	95.36	0.26
固定資産税・ 都市計画税	利用率	66.20	66.50	0.30
	納期内収入率	97.48	97.68	0.20
軽自動車税	利用率	23.94	23.69	0.25
	納期内収入率	97.57	97.66	0.09
全体	利用率	55.13	55.29	0.16
	納期内収入率	97.24	97.38	0.14

※ 利用率：件数ベース、納期内収入率：税額ベース

- ・ ホームページダウンロード用口座振替申込書による申込者の利便性の向上（H24～）
- ・ 当初納税通知書（個人市県民税、固定資産税・都市計画税）へ、口座振替依頼書に加え、返信用封筒を同封することによる申込者の利便性向上（H25～）
- ・ 様々な機会を捉えた「安心・安全・便利な口座振替」の PR を実施
金融機関、公共機関へのリーフレット配布
宣伝ポスターの掲示、バス・電車車内電光表示広告 など

(4) 民間委託による初期滞納への対応

対象者が多い現年課税分のみ滞納者に対し、初期対応として民間委託による電話催告・訪問催告を実施することで、効率的な徴収体制を維持し、現年課税分の収入率向上を図る。

①平成 27 年度の実績

- ・催告対象者に対する催告の状況(会話率) (単位：人、%)

区分	対象人員	会話人員	会話率
電話催告	81,475	46,024	56.50
訪問催告	22,137	11,120	50.02

※ 市税と同時催告を行っている国保料未納者を含む。
 ※ 複数回催告対象となることがあるため実人員ではない。

- ・委託した未納額に対する納付の状況 (単位：千円)

年度区分	対象年度(切替時期)	対象金額		納付金額 (年度末時点)	
H26	平成 25 年度課税分(～H26/5 月)	294,480	2,387,475	89,029	1,811,690
	平成 26 年度課税分(H26/6 月～)	2,092,995		1,722,661	
H27	平成 26 年度課税分(～H27/5 月)	153,344	2,206,868	54,951	1,684,574
	平成 27 年度課税分(H27/6 月～)	2,053,524		1,629,623	

※ 納付額には自主納付分が含まれる。

(5) 外国人の収入率の向上

現在、浜松市内の外国人居住者 2 万 1 千人は、市内の総人口 80 万 9 千人のうち 2.6%を占めている。また平成 27 年度決算時の滞納繰越額 37.09 億円のうち、外国人分は 3.88 億円であり、10.5%と人口比率を上回る高い比率となっている。

滞納を残したままで帰国してしまう場合、帰国と一時帰国との判定が困難であり、滞納整理の初期段階から支障となることが多い。

①平成 27 年度の実績

区分	H26	H27	
人口 ※1	浜松市全体	810,642 人	809,065 人
	外国人	20,972 人	20,875 人
現年度分収入率 ※2	69.33%	67.80%	
滞納繰越額	423 百万円	388 百万円	

※1 人口は各年 10 月 1 日現在

※2 対象税目は個人市民税(特別徴収分を除く)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

- ・財産調査の徹底による差押処分への徹底
- ・帰国や転出者等の徹底した調査による実態把握
- ・徴収不可能な滞納者に対する執行停止等

(6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働

平成 19 年 11 月 29 日に、活力ある浜松を推進し、未来を支える市税の安定的確保を図るため、「自らの地域は自らが支える」気概をもって、税に関する団体、経済界、報道関係団体が連携して、納税の重要性を内外に訴え、円滑な納税に協力する組織として、浜松納税意識啓発市民会議を設立した。

①平成 27 年度の実績

- ・市民の納税意識の高揚を図るため、遠鉄バスへの前幕広告の作成・掲出、ザザビジョンとえんてつビジョンでの「税金ってなあに？」のCM放映
- ・外国人の納税意識の高揚を図るため、啓発ポスターを作成し、遠鉄電車 10 駅や遠鉄バス車内への啓発ポスターを掲出
- ・口座振替の推進を図るため、啓発用メモ帳を作成し、市役所や区役所の窓口で配布

(7) 電子申告（eLTAX）の利用促進

電子申告は、税理士会の協力もあり、税理士等に積極的に活用され、年々増加している。電子申告事業所の増は、業務効率化など課税コストの削減に効果があるため、今後一層の加入促進、利用促進を図る必要がある。

①開始時期

- ・利用届出受付開始 平成 20 年 12 月 13 日
- ・電子申告(eLTAX)受付開始 平成 21 年 1 月 13 日

②平成 27 年度の実績

- ・電子申告(eLTAX)の状況 (単位：社、%)

区 分	申告総数	電子申告数	電子申告率
個人市民税(給与支払報告書)	35,115	16,480	46.93
法人市民税	29,354	19,654	66.96
固定資産税(償却資産)	15,993	4,542	28.40
事業所税	2,059	222	10.78

※ 法人市民税と事業所税は、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの申告数から算出

※ 個人市民税と固定資産税は、平成 27 年 1 月から 12 月までの申告数から算出

- ・電子申告(eLTAX)の推移 (単位：社、%)

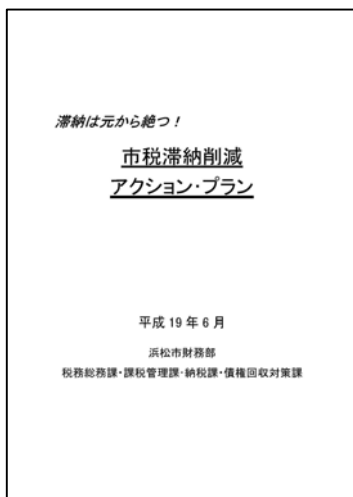
区 分	H26		H27		増 減	
	事業所	電子申告率	事業所	電子申告率	事業所	電子申告率
個人市民税(給与支払報告書)	14,867	44.43	16,480	46.93	1,613	2.5
法人市民税	17,999	61.93	19,654	66.96	1,655	5.03
固定資産税(償却資産)	3,687	23.84	4,542	28.40	855	4.56
事業所税	201	9.79	222	10.78	21	0.99

4 市税滞納削減アクションプランの経緯と現状

(1) 市税滞納削減アクションプランの経緯と現状（第1次～第3次）

①（第1次）「市税滞納削減アクションプラン」…H19～H21

平成17年の合併に伴う累積滞納額の増加や、平成19年度の税源移譲による自主財源確保の必要性から、市税滞納額削減が緊急の課題であるとして、平成19年度に第1次となる市税滞納削減アクションプランを策定した。



(主な取組)

- ・企業訪問による特別徴収事業所の増加対策
- ・スケジュール化の徹底による債権回収業務の迅速、効率化
- ・民間委託の導入や、非常勤職員等の活用による業務の効率化
- ・口座振替の普及、コンビニ納付、インターネット公売の拡大 など

(目標及び実績)

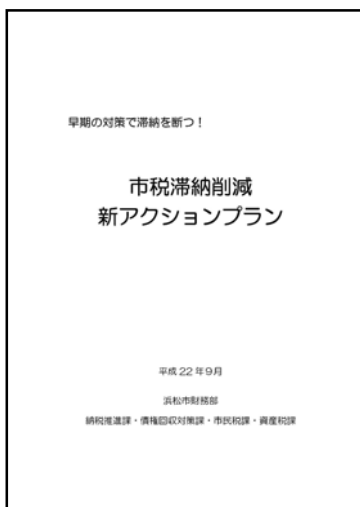
項目	H21 目標	H21 実績
現年分収入率	99.00%	98.01%
累積滞納額	60億円未満	81.72億円

(結果)

コンビニ納付の導入、スケジュール管理など一定の成果は取めたが、平成20年後半からの地域経済の低迷及び雇用環境悪化に伴う離職や収入減少の影響等により目標は達成できなかった。

②（第2次）「市税滞納削減新アクションプラン」…H22～H24

「市税滞納削減アクションプラン」の結果を受け、一層の収入率向上・滞納額削減を目標として平成22年度に「市税滞納削減新アクションプラン」を策定。全体目標に加え、口座振替利用率や、差押件数など個別の取組についても目標値を設定し、具体的な取組を行った。



(主な取組)

- ・個人市民税における特別徴収事業所の拡大
- ・電話・訪問催告における民間委託の推進
- ・差押えを中心とした滞納整理の徹底 など

(目標及び実績)

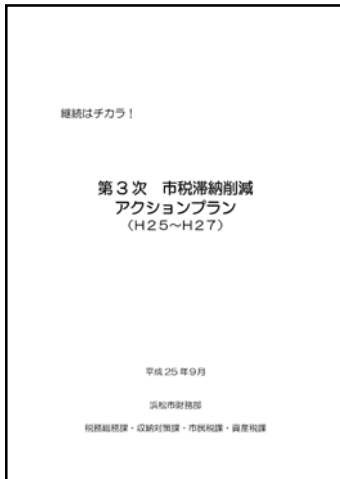
項目	H24 目標	H24 実績
現年分収入率	98.50%	98.85%
特徴事業所数	17,000社	19,976社
口座振替利用率	53.70%	54.84%
累積滞納額	69億円未満	59.99億円
差押件数	3,000件	4,721件
滞繰分徴収額	15億円	16億円

(結果)

特別徴収事業所の指定の徹底、システムティックな早期徴収対策の確立、民間委託の効率的な活用などにより過去最高の収入率を達成

③「第3次市税滞納削減アクションプラン」…H25～H27

「市税滞納削減新アクションプラン」の取組が一定の成果を取めたことを受けて、更なる収入率向上・滞納額削減を目標として平成25年度に「第3次市税滞納削減アクションプラン」を策定。これまでの取組を充実、強化するとともに、他都市との比較により「新たな目標」と「重点的取組の方向性」を定めた。



(主な取組)

- ・ 条例改正による納期限の変更
- ・ 現年分滞納整理の早期（2期以上未納→1期未納）着手と強化
- ・ 差押えを中心とした滞納整理の徹底
- ・ 特別徴収事業所の指定の徹底 など

(目標及び実績)

項目	H27 目標	H27 実績
現年分収入率	99.05%	99.16%
特別徴収率	84.00%	84.92%
口座振替利用率	55.10%	55.29%
外国人収入率	67.50%	67.80%
滞納繰越分収入率	28.50%	29.21%
差押件数	5,000 件	5,774 件
累積滞納額	50 億円未満	37.1 億円

(結果)

数値目標全ての項目において、目標を達成

納期変更による納期内納付率向上、早期徴収対策の確立などにより現年課税分収入率は過去最高を更新
累積滞納額については、37.1 億円となり、平成24年度末から22.89 億円を削減

取組事項等の年度推移

項目	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
アクションプラン		アクションプラン策定			新アクションプラン策定			●第3次アクションプラン策定			
条例		・浜松市債権管理条例制定								・納期変更	
組織等		・政令指定都市移行		・債権回収対策課設置			・税務組織改正	税務組織再編成（特別滞納対策室設置）			
民間委託		民間委託による電話、訪問催告開始									
コンビニ		軽自動車税開始 個人市民税開始 ○固定資産税開始									
口座振替		民間委託による口座振替勧奨			・金融機関による加入促進事業（22-24）		・電話口座振替勧奨 インターネットが「ダウンロード」用依頼書導入 納税通知書へ返信用封筒同封				
特別徴収		・従業員100名以上（順次拡大）			・従業員10名以上の事業所の指定 ・県下一斉の特別徴収事業所指定取組 ・在職者3名以上の事業所の指定 ○受給者3名以上の事業所の指定						
その他		浜松納税意識啓発市民会議設立 市税のすがた公表（毎年度発行）									
国・県		静岡地方税滞納整理機構設立			○静岡県個人住民税徴収対策本部会議の設置 エルタックス電子申告受付開始						

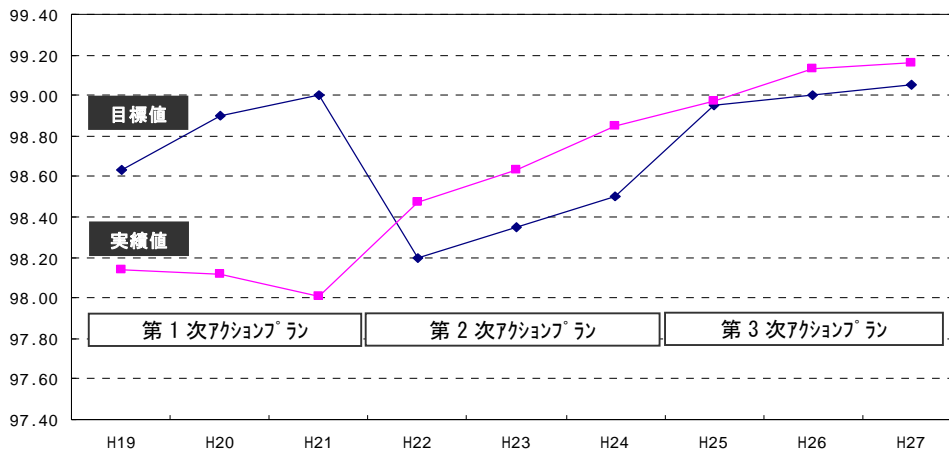
※ 表中○のものは、平成27年度末時点継続中

④目標の達成状況

・現年課税分収入率の達成状況

(単位：%)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
目標値	98.63	98.90	99.00	98.20	98.35	98.50	98.95	99.00	99.05
実績値	98.14	98.12	98.01	98.47	98.63	98.85	98.97	99.13	99.16



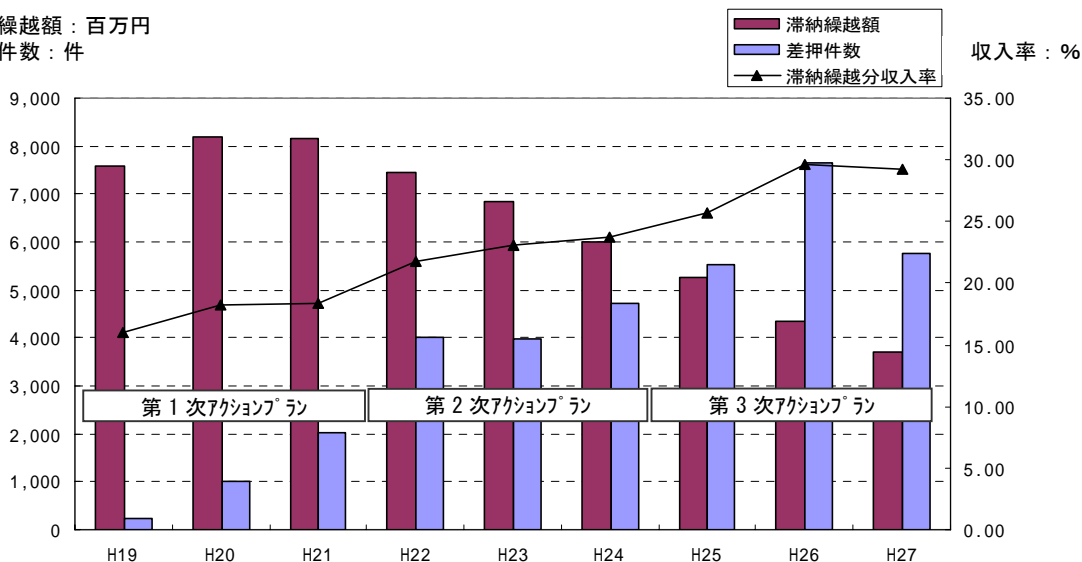
第1次アクションプランにおいては、平成20年後半のリーマンショックなど、経済情勢の影響により目標を達成することができなかった。第2次アクションプラン策定以降は、現年課税分収入率向上対策、早期滞納整理により目標を達成している。

・滞納繰越分の推移

(単位：百万円、件、%)

区 分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
滞納繰越額	7,585	8,199	8,172	7,435	6,833	5,999	5,263	4,348	3,709
差押件数	241	1,019	2,009	4,004	3,986	4,721	5,514	7,662	5,774
滞繰分収入率	15.96	18.16	18.39	21.78	23.11	23.78	25.63	29.56	29.21

滞納繰越額：百万円
差押件数：件



アクションプランに基づき、資力がある滞納者に対して、差押えを中心とした滞納整理を推進し、着実に収入率向上、滞納額の削減が図られてきた。

⑤アクションプランの現状と課題

・アクションプランの成果

アクションプランによる取組は、それまでの「訪問、お願い」の滞納整理から「呼び出し、処分」の滞納整理へ、大きな方向転換を行い、職員の意識改革を行ってきた。

滞納処分中心の取組による滞納額削減と、早期徴収対策の取組は、平成 27 年度決算において現年課税分収入率が 99.16%と過去最高を記録するなど、着実に成果をあげている。

・経済情勢が税収に及ぼす影響

第 1 次アクションプランにおいては、リーマンショックに伴う経済低迷の影響により、目標値を大きく下回った。この結果が示すとおり、市税収入においては経済情勢に大きく左右される。

・滞納額及び滞納者の削減

滞納処分を中心とした取組により、資力がある滞納者が減少する一方、生活困窮や疾病等の理由により、滞納処分による解決が望めない滞納案件の比率が増加している。

・税制改正と税収・収入率への影響

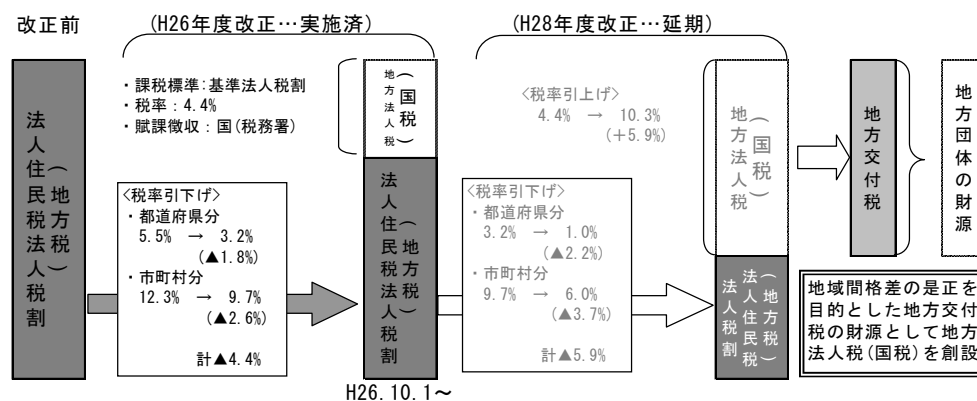
平成 26 年度税制改正により法人住民税法人税割の税率が引下げられることとなった。

また今後、県費負担教職員の給与負担事務が県から指定都市へ移譲されることに伴い、県から指定都市に個人住民税所得割 2%の税源移譲が行われる。

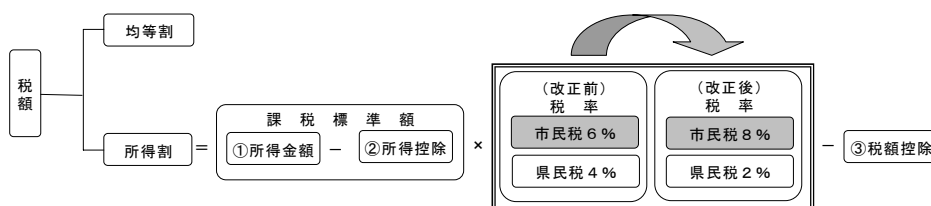
これらにより、法人市民税が減収（H27：△12 億円、H28 以降：△24 億円/年）となる一方、個人住民税は増収（H30：+130 億円、H31 以降：+150 億円/年）となる。

また、収入率の高い法人市民税の減収と、収入率の低い個人市民税（普通徴収）の増収は全体の構成比率に変化をもたらし、今後の収入率に影響を及ぼす。

法人住民税法人税割の交付税原資化の概要



個人住民税税源移譲の概要



(2) 第4次市税滞納削減アクションプラン

これまで大きな成果をあげてきた取組に加え、税制改正、社会情勢の変化など、税をとりまく環境の変化に適応し、安定的な税收、税負担の公平性確保のため、平成28年度に「第4次市税滞納削減アクションプラン」を策定し、一層の収入率向上・滞納額削減を図っていく。

(主な取組)

①現年課税分収入率の向上

- ・口座振替の促進
 - (継続) 様々な機会を捉えた「安心・安全・便利」な口座振替の広報
 - (新規) あらかじめ納税者情報を印字した口座振替依頼書による申込者の利便性向上
- ・コンビニ納付の拡大
 - (新規) 督促状等のコンビニ納付の対象拡大による納付機会の拡大
- ・特別徴収事業所の指定と滞納の防止
 - (継続) 新規指定事業所等に対する制度説明及び納期内納付の勧奨
- ・現年課税分滞納整理の早期着手と強化
 - (継続) 早期着手による現年課税分収入率向上と新たな滞納の発生防止
- ・広報による納税意識の啓発
 - (継続) 浜松納税意識啓発市民会議と連携した納税意識の啓発
 - (継続) 多言語に対応したパンフレットの作成

②累積滞納額の削減

- ・法令を遵守した法的処分の徹底
 - (継続) 「搜索・公売」など、法的処分による滞納整理の推進
 - (継続) 延滞金の完全徴収による納期内納付の促進
- ・福祉と連携した対応
 - (新規) 納税の意思があるものの、自立した生活が難しい滞納者に対する自立支援、生活再建に向けた福祉との連携強化

③その他の取組

- ・eLTAXの利用促進
 - (新規) 電子申告の促進にあわせ、eLTAXによる「電子納税」の活用を検討
- ・納付手段多様化への対応
 - (新規) クレジット納付やマルチペイメントなど、時代に対応した納付環境整備の検討

Ⅲ 国と地方の取組

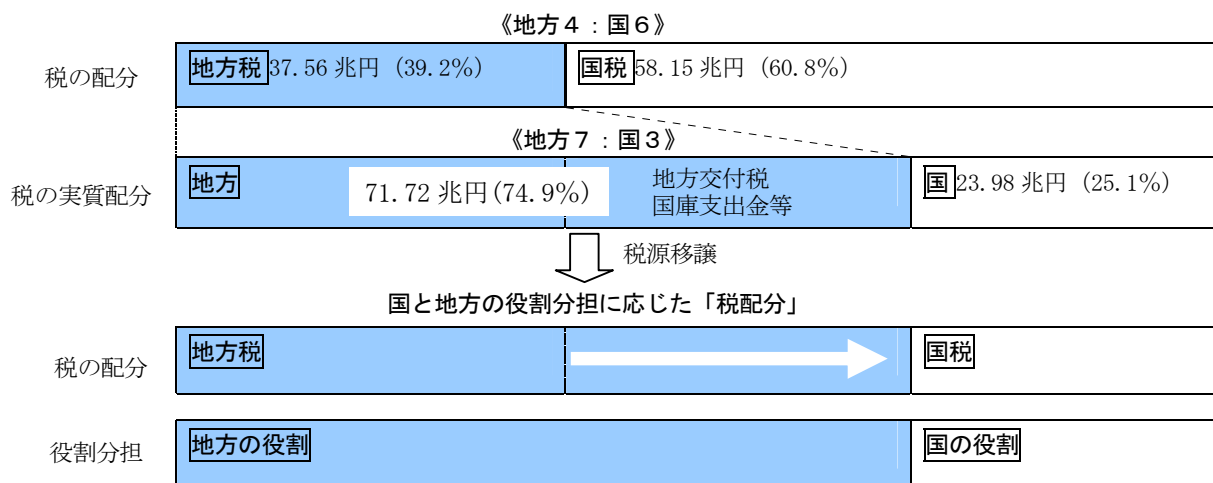
1 国と地方の税体系

平成 27 年度の国と地方の税配分は、地方が 37.56 兆円、国が 58.15 兆円となっている。

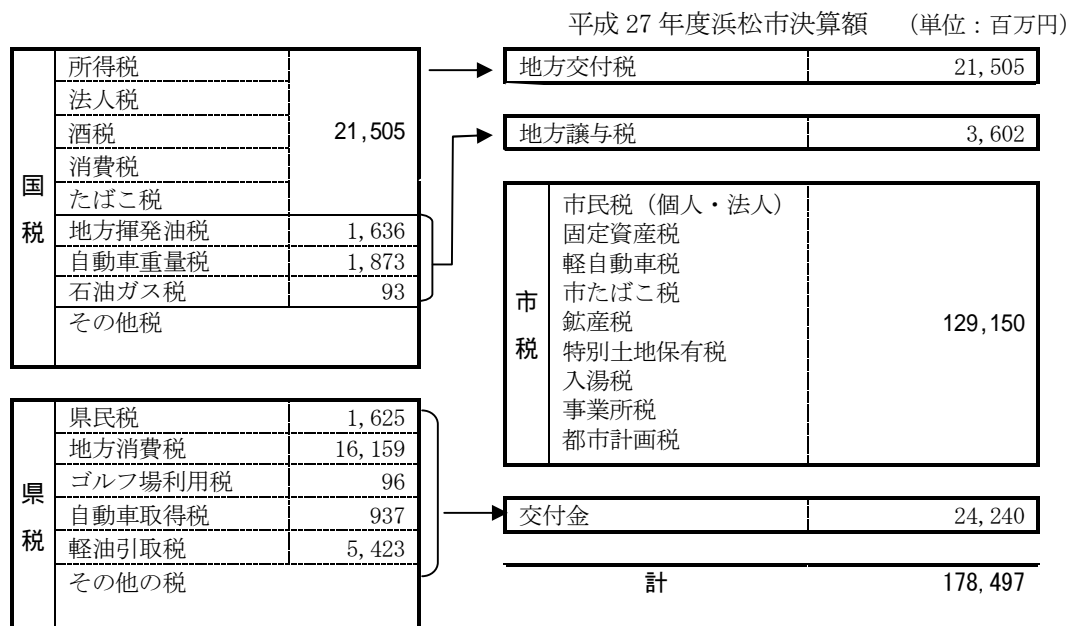
しかし、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などを国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分額は、地方 71.72 兆円、国 23.98 兆円となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における税の配分状況（平成 27 年度）



国税、県税、市税の関連図



平成 27 年度においては国税からの地方交付税 215 億円、地方譲与税 36 億円、県税からの交付金 242 億円となり、市税 1,292 億円と合わせた決算額は、1,785 億円となった。

2 地方の取組

(1) 静岡県の取組

① 静岡地方税滞納整理機構

・ 設立の趣旨

静岡県と県内全ての市町が協力し、地方税の徴収が難しい滞納を共同して専門的に処理するための広域連合として平成 20 年度に設立（浜松市から職員 2 名を派遣）

・ 事業内容

滞納整理事業・・・構成団体から引き受けた事案に係る滞納処分及び相談事務
 税務研修事業・・・構成団体の職員に対する徴収研修や課税研修の開催
 申告書の受付等・・・軽自動車税に係る申告書の受付、審査、保管等

・ 徴収実績（平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日）

	浜松市	静岡県全体
移管金額 (A)	210,357,480 円	1,792,133,000 円
徴収金額 (B)	74,601,313 円	760,882,000 円
収納率 (B)/(A)	35.46%	42.45%

※「静岡県全体」は県財務事務所分を含む

・ 効果額（浜松市分）

移管予告による効果		
催告対象金額（本税）	301,457,000 円	300 件
納付金額（延滞金含む）	23,380,000 円	完納件数 7 件、納付約束件数 72 件
移管による効果		
機構徴収額 (A)	74,601,313 円	150 件（うち完納 16 件）
経費 (B) （機構への負担金支出）	24,135,000 円	基本負担額（100,000 円） 処理件数割額（16,500,000 円） 徴収実績割額（7,535,000 円）
返還額 (C)	2,425,000 円	負担金に対する執行残
効果額 (A)-(B)+(C)	52,891,313 円	

② 静岡県個人住民税徴収対策本部会議

・ 内容

「地域社会の会費」といわれる個人住民税（個人市民税・県民税）の収入率向上と滞納額の削減を図るため、静岡県、県内市町、静岡地方税滞納整理機構が一体となった取組を行う。

・ 県内の実績

収入率は、平成 27 年度目標値（94.1%）を達成、全国平均を上回るペースで上昇している。

項 目		H26	H27
県全体	目標値	92.8%	94.1%
	実績値	93.3%	94.3%
全国平均		94.2%	95.0%
全国順位		41 位	38 位

収入未済額については、県内全ての市町で縮減している。

平成 27 年度末収入未済額 112 億円（H23：216 億円、4 年間で△104 億円）

(2) 寄附金制度

① 条例指定寄附金制度

・ 内容

地域に密着した民間公益活動や、わが国の寄附文化を一層促進する観点から個人住民税における寄附金税制を拡充するために平成 20 年 4 月 30 日の地方税法等の一部を改正する法律の施行により導入された。

条例で指定した法人や団体に対する寄附を行った場合、確定申告を行うことで、寄附金の一部限度額を、今の居住地の住民税などから控除できる仕組みである。

・ 本市が条例指定した法人数（平成 28 年 3 月 31 日現在）

社会福祉法人	67 法人
国公立大学法人	3 法人
私立学校法人	14 法人
公益財団法人	16 法人
認定 N P O 法人	6 法人
独立行政法人	1 法人

② ふるさと納税（寄附金）制度

・ 内容

「ふるさと納税」制度は、自らを育ててくれた愛着のある故郷（ふるさと）に貢献したいという想いを実現するため、応援したい自治体に寄附をした場合、確定申告を行うことで、その寄附金の一部限度額を、今の居住地の住民税などから控除できる仕組みである。

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設により、一定の条件を満たせば、平成 27 年 4 月 1 日以後に行う寄附について、寄附者の申請により、確定申告をしなくても寄附金税額控除の適用を受けることができることとなった。

・ 平成 27 年度の実績

寄附件数・金額 1,673 件 31,482,589 円（H26：1,806 件 31,488,760 円）

市外在住者 1,499 件、市内在住者 174 件

・ 本市の取組

寄附者の利便性向上を図るため、ふるさと納税ポータルサイトと連携し、インターネット上で寄附申込から、お礼品選択、クレジット納付までをワンストップで手続き可能とする。

ふるさと納税制度に加え、浜松市や地元産品の魅力について、より多くの人に知っていただくため、お礼品の更なる充実、情報発信の強化を行う。

IV 浜松市の税の分析

1 統計からみた税の分析

(1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴

[平成 27 年度決算税目別構成比の比較（現年課税分＋滞納繰越分）] （単位：百万円、％）

		指定都市 平均収入額	構成比率	浜松市 収入額	構成比率	増減(ポイント) ②－①
市民税	個人	85,335	33.71	46,935	36.34	2.63
	法人	29,413	11.62	11,680	9.04	2.58
固定資産税		98,845	39.04	51,467	39.85	0.81
軽自動車税		1,312	0.52	1,656	1.28	0.76
市たばこ税		10,419	4.12	5,062	3.92	0.20
事業所税		7,832	3.09	4,976	3.86	0.77
都市計画税		19,857	7.84	7,243	5.61	2.23
その他の税		151	0.06	131	0.10	0.04
計		253,164	100.00	129,150	100.00	

※ 指定都市平均は、平成 27 年度の指定都市 20 市の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）

- ・ 指定都市の平均と本市を比べてみると、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び事業所税の構成比が高く、法人市民税、都市計画税の構成が低くなっている。
- ・ 固定資産税の比率が高く、都市計画税の比率が低いのは、市域は広いが市街化区域の割合が少ないことを示している。
- ・ 軽自動車税は、構成比としては 1%程度であるが、指定都市における構成比と比較すると倍以上である。このことにより、本市が郊外型の都市であり、軽自動車が市民生活に欠かせないことがうかがえる。

[平成 27 年度決算税目別収入率の比較（現年課税分）]

(単位：百万円、%)

		指定都市 平均収入額	収入率	浜松市 収入額	収入率	増減（ポイント） ②－①
市民税	個人	84,291	98.72	46,195	98.57	0.15
	法人	29,363	99.83	11,652	99.72	0.11
固定資産税		98,127	99.31	51,057	99.40	0.09
軽自動車税		1,290	97.78	1,634	98.51	0.73
市たばこ税		10,419	100.00	5,062	100.00	0.00
事業所税		7,822	99.88	4,970	99.98	0.10
都市計画税		19,697	99.23	7,185	99.40	0.17
その他の税		148	100.00	130	99.46	0.54
計		251,157	99.13	127,885	99.16	0.03
前年度実績		250,604	99.09	129,772	99.13	0.04

※ 指定都市平均は、平成 27 年度の指定都市 20 市の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）

- ・本市の現年課税分収入率は、市民税（個人・法人）において、指定都市平均を下回っているものの、多くの税目で指定都市平均を上回っており、全体としても指定都市平均を 0.03 ポイント上回っている。
- ・前年度実績との比較を見ると、指定都市全体の収入率も上昇しており、どの都市も現年課税分収入率の向上に重点をおいていることがうかがえる。

(2) 経年変化からみた平成 27 年度決算の特徴

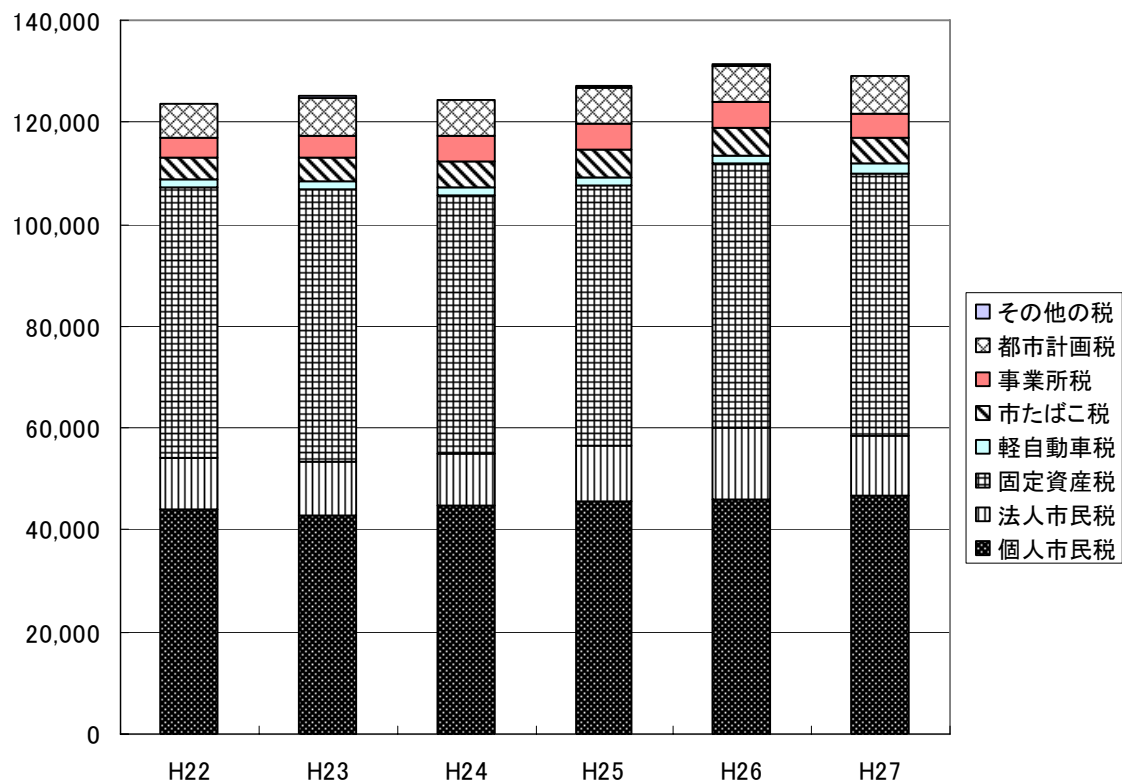
税目別収入額の推移（現年課税分＋滞納繰越分）

（単位：百万円）

		H22	H23	H24	H25	H26	H27
市民税	個人	44,003	43,040	44,691	45,513	46,108	46,935
	法人	10,116	10,272	10,483	11,000	13,881	11,680
固定資産税		53,291	53,510	50,666	51,233	52,046	51,467
軽自動車税		1,467	1,491	1,524	1,565	1,615	1,656
市たばこ税		4,308	4,902	4,836	5,376	5,185	5,062
事業所税		3,763	4,240	5,024	4,968	5,039	4,976
都市計画税		6,700	7,482	7,147	7,202	7,310	7,243
その他の税		114	112	138	122	133	131
計		123,762	125,049	124,509	126,979	131,317	129,150

税目別の推移

単位：百万円



市税総額

税源移譲があった平成19年度の1,374億28百万円をピークとして、不況の影響などにより、平成22年度まで3年連続の減となっていた。

平成23年度は、市町村合併による都市計画税の不均一課税措置の終了による増となったものの、平成24年度の土地の地価下落、評価替えによる既存家屋の減価の影響により、再び減となった。

平成25年度及び平成26年度は景気回復による個人・法人市民税の増、家屋の新增築による固定資産税の増や県たばこ税の一部移譲による市たばこ税の増などにより2年連続の増となった。

平成27年度は法人市民税における法人税割額の税率改正や、固定資産税の評価替えなどが影響し、対前年度比21億67百万円減の1,291億50百万円となった。

個人市民税

リーマンショックの影響による個人所得の落ち込みにより、平成23年度まで減少を続けていたが、平成24年度には扶養控除の見直し（年少扶養控除廃止）などにより増加に転じた。

平成25年度以降は、給与所得及び納税義務者の増加、平成26年度の防災・減災のための臨時特例法に基づく均等割額の増や、給与所得控除額の上限見直しなどにより増加し、平成27年度においても対前年度比8億27百万円増の469億35百万円となった。

法人市民税

リーマンショックの影響により、平成20年度の162億40百万円から平成21年度の82億43百万円まで落ち込んだが、平成22年度から景気が持ち直しに転じ、平成26年度まで5年連続の増となった。

平成27年度は税制改正による法人税割額の税率改正(12.3%→9.7%)などが大きく影響し、対前年度比22億1百万円減の116億80百万円となった。

固定資産税

平成21年度、平成22年度と概ね同水準で推移していた。平成23年度は宅地分譲や大型分譲マンションなど家屋が好調であったため、535億10百万円となったが、平成24年度は地価下落、3年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく影響し減収となった。

平成25年度以降は引き続き地価下落があったものの、家屋の新增築の増や、償却資産の設備投資が増加したことにより増収となっていたが、平成27年度においては、3年に一度の評価替えによる既存家屋の減価などが大きく影響し、対前年度比5億79百万円減の514億67百万円となった。

軽自動車税

軽四輪乗用自動車の登録台数が毎年着実に増加しており、平成 27 年度には 16 億 56 百万円となった。

市たばこ税

健康志向の高まりによる喫煙者の減少により売り渡し本数は年々減少している。

税額は平成 21 年度の 42 億 34 百万円まで減少したが、平成 22 年度に税率の引上げによる増収、平成 25 年度に法人実効税率の引上げに伴う県たばこ税の一部の市への移譲による増収を経て、平成 26 年度には 51 億 85 百万円となった。

平成 27 年度は、引き続きの売り渡し本数の減により、対前年度比 1 億 23 百万円減の 50 億 62 百万円となった。

事業所税

平成 22 年度の 37 億 63 百万円まで大きな変動はなかったが、平成 23 年度、平成 24 年度は合併により新たに浜松市となった地域における課税免除が終了したことにより増加した。

平成 25 年度以降は大きな変動はないが、平成 27 年度は大手企業の工場閉鎖などの影響により対前年度比 63 百万円減の 49 億 76 百万円となった。

都市計画税

平成 18 年度以降毎年微増で推移していたが、平成 23 年度は合併特例による不均一課税措置が終了し、市内全域の市街化区域における土地及び家屋に対する税率が一律 0.3%となったため、対前年度比 7 億 82 百万円増の 74 億 82 百万円となった。

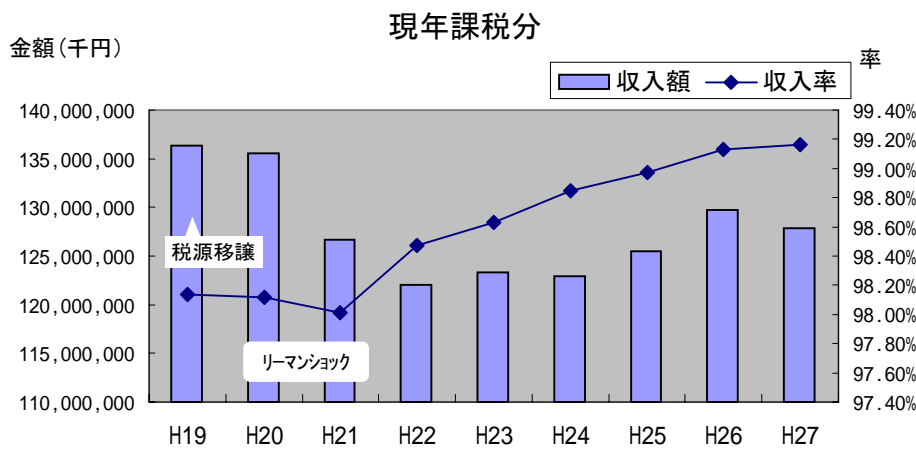
平成 24 年度は地価下落、3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が大きく影響し、減収となったが、平成 25 年度以降は、家屋の新增築の増により増加し、平成 26 年度には 73 億 10 百万円となった。

平成 27 年度は 3 年に一度の評価替えによる既存家屋の減価が影響し、対前年度比 67 百万円減の 72 億 43 百万円となった。

(3) 経年変化からみた収入額、収入率実績

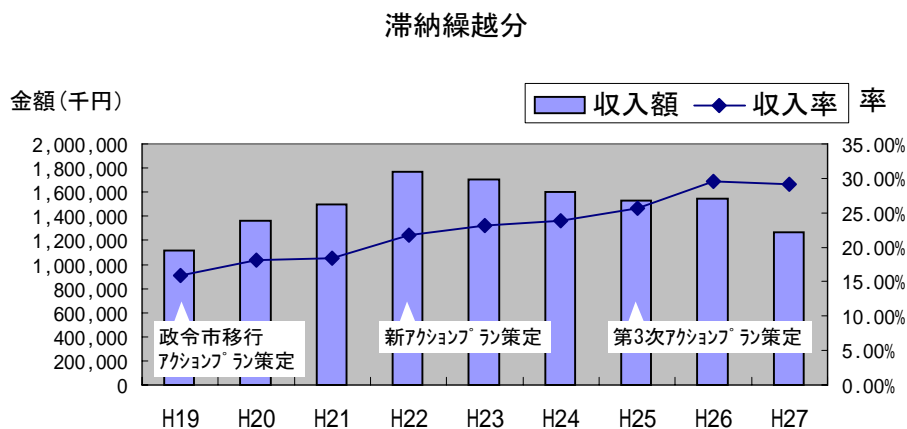
(単位：千円)

区分 年度	現年課税分			滞納繰越分		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
H19	138,893,087	136,315,500	98.14%	6,974,904	1,112,993	15.96%
H20	138,144,906	135,549,385	98.12%	7,506,875	1,363,411	18.16%
H21	129,236,948	126,661,064	98.01%	8,134,982	1,495,679	18.39%
H22	123,888,269	121,992,099	98.47%	8,125,055	1,769,955	21.78%
H23	125,059,237	123,340,696	98.63%	7,389,077	1,707,823	23.11%
H24	124,342,438	122,908,560	98.85%	6,730,452	1,600,534	23.78%
H25	126,761,932	125,451,337	98.97%	5,959,442	1,527,291	25.63%
H26	130,904,421	129,772,034	99.13%	5,228,071	1,545,202	29.56%
H27	128,965,729	127,885,679	99.16%	4,329,424	1,264,669	29.21%
H27全体	133,295,153	129,150,348	96.89%			



現年課税分の収入率は、平成19年度からの税源移譲による個人住民税の税構造の変更や、世界的不況の影響により平成18年度の98.48%をピークとして平成21年度まで低下した。

平成22年度以降は、個人市民税における特別徴収事業所の指定の拡大や、一連のアクションプランによる早期かつ徹底した徴収対策により年々上昇し、平成27年度決算においては、過去最高であった前年度をさらに0.03ポイント上回る99.16%となった。



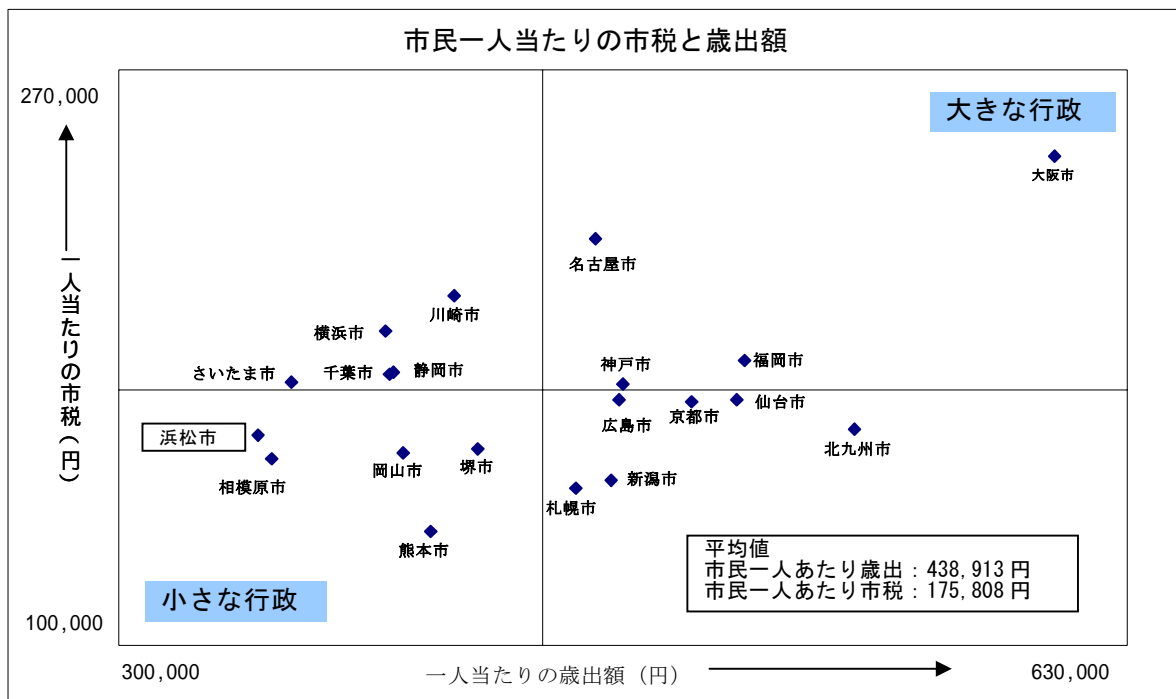
滞納繰越分については、早期の滞納整理による新規滞納繰越額の圧縮と、差押えを中心とした滞納整理により収入率が向上してきた。平成27年度決算においても第3次市税滞納削減アクションプランの最終目標値である28.50%を上回る29.21%となった。

2 市民一人当たりの分析

(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

- 大きな行政型：市税も歳出も多い⇒**大阪市**、名古屋市など
 ：市税が多く歳出が少ない⇒**川崎市**、さいたま市など
- 小さな行政型：市税も歳出も少ない⇒**相模原市**、熊本市など
 ：市税が少なく歳出が多い⇒**新潟市**、北九州市など

浜松市は、「小さな行政型」に分類され、一人当たりの市税は指定都市平均に近いものの、一人当たりの歳出額は指定都市の中でも少ない状況である。



※ 対象都市は、平成 27 年度の指定都市（20 都市）

(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係

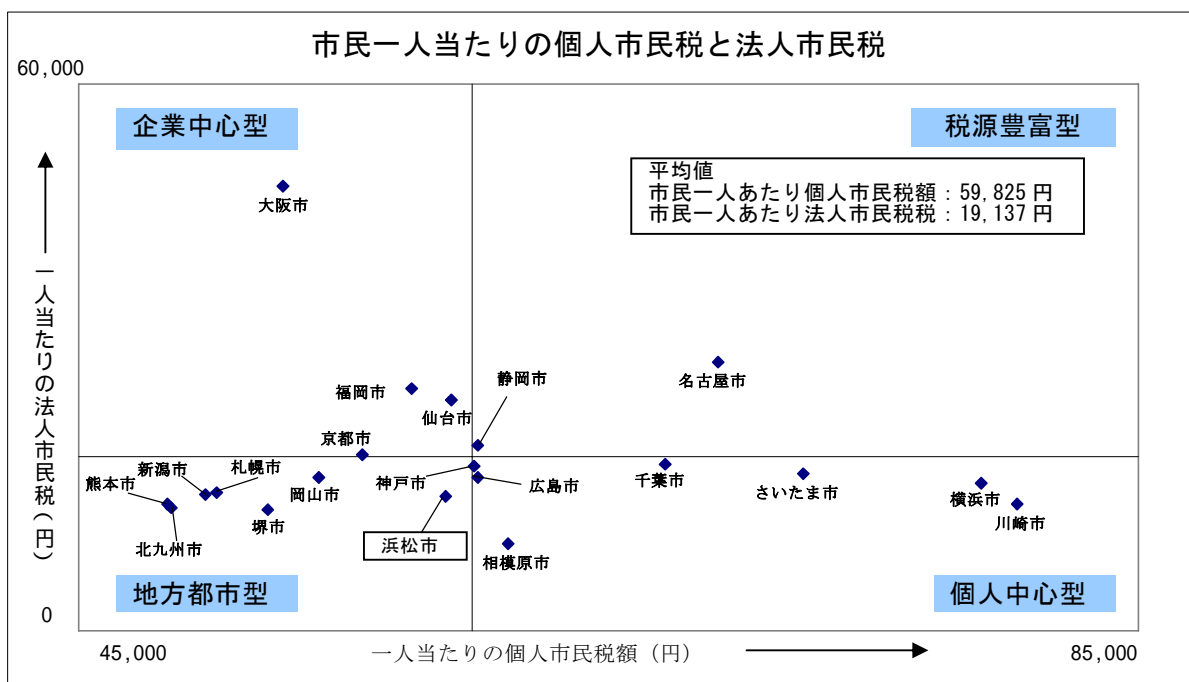
税源豊富型：法人市民税も個人市民税も多い⇒名古屋市、広島市

地方都市型：法人市民税も個人市民税も少ない⇒堺市、熊本市など

企業中心型：法人市民税が多く個人市民税が少ない⇒大阪市、福岡市など

個人中心型：法人市民税が少なく個人市民税が多い⇒川崎市、横浜市など

浜松市は、一人当たりの個人市民税、法人市民税ともに指定都市平均より少なく、「地方都市型」に分類される。



※ 対象都市は、平成 27 年度の指定都市 (20 都市)

静岡県浜松市中区元目町 120 番地の 1

浜松市 財務部 税務総務課

TEL :053-457-2141

FAX :050-3730-9578

E-mail:zei-soumu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

HP :<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行年月：平成 28 年 9 月